

官報

号外 昭和三十九年二月十四日

○第四十六回 参議院會議錄第七号

昭和三十九年二月十四日(金曜日)
午前十時二十分開議

議事日程 第六号

昭和三十九年二月十四日
午前十時開議

第一 昭和三十八年度一般會計補正予算(第三号)

第二 昭和三十八年度特別會計補正予算(特第三号)

第三 昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第三号)

第四 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

第五 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第六 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 昭和三十八年度一般會計補正予算(第三号)

一、日程第二 昭和三十八年度特別會計補正予算(特第三号)

一、日程第三 昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第三号)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

件(趣旨説明)

一、日程第五 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第六 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

件(趣旨説明)

一、日程第五 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第六 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案 建設委員会に付託
日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案
科学技術振興対策特別委員会に付託
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

件(趣旨説明)

一、日程第五 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第六 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、左の内閣提出案を衆議院に送付した。

運輸委員会
理事 吉田忠三郎君(岡三郎君の補欠)
同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
大蔵委員会に付託
林業信用基金法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。
昭和三十八年度一般會計補正予算(第三号)
昭和三十八年度特別會計補正予算(特第三号)
昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第三号)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
總理府設置法等の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
国立教育会館法案
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
文教委員会に付託
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
日本観光協会法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託
公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件
建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和三十三年二月十四日 参議院會議録第七号 議長の報告 會議 請願の件

昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)外二件

六八

国立学校特別会計法案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十二名提出)

社会労働委員会に付託
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十五名提出)
農林水産委員会に付託
同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的 科学技術の振興状況及び研究施設を实地に調査する。
一、派遣委員
向井 長年 大谷藤之助
浅井 亨
一、派遣地
奈良県 和歌山県 三重県
一、期間
二月十六日から同月二十一日まで六日間
一、費用 概算 五九、四〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。
昭和三十三年二月十一日
科学技術振興
対策特別委員 向井 長年

参議院議長重宗雄三殿
一昨十二日委員会において当選した理事は左の通りである。
予算委員会
理事 加賀山之雄君(市川房枝君の補欠)
決算委員会
理事 小酒井義男君(大森創造君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案(加瀬完君外四名発議)

日本育英会法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名発議)
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
日本鉄道建設公団法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託
中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 商工委員会に付託
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
同日内閣総理大臣から議長宛、人事院総裁佐藤達夫君は去る十日付をもつて

退職したので、政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
予算委員
同 加藤 武徳君
同 塩見 俊二君
同 河野 謙三君
同 小山邦太郎君
同 江藤 智君
同 中田 吉雄君
同 西田 信一君
同 徳永 正利君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
予算委員
同 高橋 衛君
同 野田 俊作君
同 西田 信一君
同 高野 一夫君
同 徳永 正利君
同 加瀬 完君
同 河野 謙三君
同日石炭対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 牛田 寛君(鈴木一弘君の補欠)

同日内閣から左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案 商工委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出)
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案(加瀬完君外四名発議)
日本育英会法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名発議)
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名発議)
同日委員長から左の報告書が提出された。
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)、昭和三十三年度特別會計補正予算(特第3号)及び昭和三十三年度政府関係機関補正予算(機第3号)可決報告書

議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。
この際、おはかりいたします。田中一君から海外旅行のため明日から十五日間請假の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第一、昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)、
日程第二、昭和三十三年度特別會計補正予算(特第3号)、
日程第三、昭和三十三年度政府関係機関補正予算(機第3号)、
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長太田正孝君。
〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕
昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年二月十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

議長(重宗雄三君) 日程第一、昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)、
日程第二、昭和三十三年度特別會計補正予算(特第3号)、
日程第三、昭和三十三年度政府関係機関補正予算(機第3号)、
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長太田正孝君。
〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕
昭和三十三年度一般會計補正予算(第3号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年二月十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

昭和三十一年度政府関係機関補正予算(機第3号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月十一日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

「太田正孝君登壇、拍手」

○太田正孝君 たいだいま議題となりました補正予算三案の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、予算作成後生じた事由に基づきまして、特に緊要となつた経費並びに義務的経費の不足につきまして追加計上したものであります。合計八百二十六億余万円であります。

その歳出のおもなるものは、産業投資特別会計へ日本輸出入銀行への出資を六十億円追加するための財源として繰り入れる。また、産業投資特別会計資金への三百億円の繰り入れによりまして、経済基盤の強化、企業の体質改善等今後増大する出資の需要に応じ、産業投資を円滑かつ弾力的に行ない得るようにするのであります。そのほか義務的経費といたしまして、義務教育費国庫負担金、生活保護費、国民健康保険助成費、結核医療費及び失業保険費負担金などの三百二十三億六千七百余万円を計上しております。所得税及び法人税の増収見込みに伴う地方交付税交付金の増加といたしまして、百三十六億七千一百万円を計上しております。その他、大阪空港整備費、自衛隊の産炭地域への移駐経費、オリンピック東京大会実施準備費等の

経費を計上し、また、老人福祉法施行の遅延に伴ひまして十億九千二百万円を修正減少したものであります。これらの歳出をまかないます財源は、所得税、法人税、相続税、物品税及び関税の自然増収を見込んでおるのであります。

以上申し上げました補正の結果、昭和三十一年度一般会計の予算規模は大きくなりまして、歳入歳出とも三兆円を超過し、三兆五百六十八億七百一十七万円となるのであります。

第二の特別会計補正予算は、右の一般会計の補正予算に関連して関係の特別会計をそれぞれ所要補正するものであります。

第三の政府関係機関補正予算は、日本国有鉄道におきまして、鉄道債券の発行による資金をもつて改良工事費百億円を増額し、もつて改良工事の進捗をはかることにいたしましたものであります。

以上の補正三案は、二月十一日衆議院で可決いたしました。本委員会におきましては、一月二十五日、田中大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、この十二日及び十三日に政府に対する質疑を行ないました。その質疑のおもなるものにつきましては、直接予算に關係のありますものと一般的のものに分別けて申し上げます。

今回の補正予算に對しまして、「政府は安易な考へで補正予算を提出してあるが、これは当初予算の編成に問題があるのではないか」とのこととございします。また、産業投資特別会計資金への繰り入れにつきましては、「税収の自然増を産業投資特別会計資金に繰り入れて開放体制に備える」とい

うことであるが、困窮しておる産炭地救済等に使用すべきではないか」というのであります。また、「社会保障費の關係の経費の不足補てんが多いが、補てんしなければならなかった原因は何であるか、以上が質疑のおもなるものであります。これに對しまして、政府の答弁は、「安易な考へで補正予算を作成してゐるのではない。前回の補正予算は、人事院勧告に基づく公務員給与の引き上げ増が主であつて、今回の補正予算は主として義務的経費の不足補てんであるが、これは地方自治体を通じて行なうものについては、当初において正確なる数字が把握がたい關係もあつて、今回の補正を行なつたものである。その他についても、予算作成後生じた真にやむを得ないものだけである」というのでございします。

また、「産業投資特別会計資金への繰り入れは、財政法第二十九条によつて行なうものであつて、わが國の産業の基盤強化、体質改善等のためにぜひとも必要なのである。産炭地に對しては、起債の承認の優遇、特別地方交付税等により、財政的に援助しており、さらに産炭地振興については種々の政策を実施してあつて、三十九年度には従前にも増して拡充したい」というのであります。また、「生活保護費の追加八十四億円については、産炭地の人員増加と医療扶助の増加が大半であつて、老人福祉法の施行遅延により、それにかゝり支出がふえたことによるものである。保険会計の赤字については、医療の回数と医療内容の向上が原因であつて、医療費の増加傾向はここ一、二年の動向で、今年度のふえ方は特に異常であるので、医療の実態調査

で実情をよく調べてみる必要がある」といふ政府の答弁でありました。

一般的の問題の質疑は、ほかには外交問題、経済見通し及び物価問題、国庫収支問題、中小金融対策、住宅対策、医療問題等、当面の重要諸問題に觸れて行なわれました。

特に、フランスの中國承認後のわが國の對中國關係につきまして、こゝういふ質問がございました。「政府の中國は、一つの中國、一つの台灣を認めようとしてゐるのか、二つの中國を認めようとしてゐるのか。國府を承認しておる國で北京政府と政府間協定や通商代表部の設置をしてゐる例もあるが、わが國はどうしてこれを認めないのか」などの質疑がございました。これに對しまして、總理大臣及び關係大臣からは、「フランスの中共承認の問題については、ドゴール大統領の独自の見解のもとに展開されたものと思つて、これが今後の世界に建設的な提案として実を結ぶかどうか、現段階で評価するのはむづかしい。日本は中華民國と平和条約を結んでおるので、二つの中國も考へないし、一つの中國、一つの台灣も考へてゐない。中國問題は現実問題としてなかなか困難な問題であるので、國連の場での解決を待つとともに、でき得るだけ兩國の和解が達成せられるよう努力したい。中共との政府間協定等については、日本は西歐諸國の立場と違ひ、気難にはできない事情にある」との答弁でございました。

また、医療保障に關しましては、國保と健保の格差の問題、医療費改訂問題、医療従業者不足の問題などが論議されましたが、最近の看護婦の不足は著しく、医療法の規定数を下回つておる状況で、それには政府のこの問題に對する認識の不足が根本の原因をなしてゐると思つて、この問題に對してどう処理するつもりか」との質問がございました。これに對し、政府は、「看護婦の不足は若年労働者の不足、待遇の不備等が原因であるが、現在長期計画に基づき努力中であり、昭和四十五年までは二十五万人にしたい。また、看護婦養成所を、学校教育法による短大にすることも考慮しており、看護婦養成所運営費の補助も近い将来に実現させたい。一方、看護婦の労働条件の向上にもつとめ、医療法施行規則第十九条等も実情に沿つて改正したい」との答弁がございました。

このほか、質疑はILO八十七号、百二号、百三号条約の批准の問題、沖縄援助の問題、厚生年金の改正問題、住宅建設の問題、國鉄五カ年計画、運賃値上げ、事故対策、土地の値上げ抑制方策、憲法調査会、行政調査会の運営の問題等にわたりましたが、その詳細は、會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしました。討論に入りました。社会党を代表して藤田進委員が反対、自由民主党を代表して村山委員が賛成、公明会を代表して中尾委員が反対、民主社会党を代表して天田委員が反対、共産党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終了いたしました。採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十一年度補正予算三案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

昭和三十九年二月十四日 参議院会議録第七号 昭和三十八年度一般会計補正予算(第3号)外二件

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 三案に対し討論の通告がございます。発言を許します。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私は日本社会党を代表いたします。昭和三十八年度補正予算三案に對しまして、反対の討論をいたしたいと存じます。

初めに私の申し上げたいと思いますことは、補正予算のあり方についてであります。本補正予算の内容は、産投繰り入れと、いわゆる義務的経費の不足補てん、地方交付税の増額その他雑件となつておるのであります。

政府は一昨年三十七年に、財政法の改正を行つた際に、補正予算提出の要因として、「予算作成後に生じた事由に基づき、避くべからざる経費の支出」と、在来よりありましたものを、次のように、すなわち、「特に緊急となつた経費」、このように改めたのであります。その際、わが党は、補正をルーズにするのではないかとたゞしましたところ、その際、政府としてはいろいろ御答弁がございましたが、避くべからざるということと、それから改正いたしました特に緊急なるという点とは同じだと政府は答弁をいたして

るのであります。しかしながら、事實は、ああいう財政法の改正以来、補正予算に対する政府の態度は、きわめてルーズになつてまいりました。総予算に計上すべき経費を過小に計上しておいて補正で要求いたしましたり、前年度剰余金となすべきものをかつてに処分して、年度区分を乱るとき措置を平然と行なつておるのであります。

今回の補正に組まれた産投繰り入れ三百六十億円のうち、六十億圓は輸銀の資金が不足したというのでありますが、三百億圓のほうは資金への繰り入れで、三十九年度以降の産投出資財源に充てようとするものであります。一体この財源は何でありましょうか。政府がインフレ政策をとつた結果生じた税の自然増収であります。租税は、国が総予算でめいた経費を負担するものであつて、自然増収が出た場合、それは政府のもうけではなくして、納税者大衆のものであります。そこで、自然増収が出たならば、財源が不足で、当初総予算に盛り込まれた緊急性な経費に回すとか、あるいは特に減税もされず、生活に苦しんでいる国民に對しての措置を講ずる、このような措置が当然であります。さらにいへば、年度内でも増収分を減税に回す、これまた当然だと思ふのであります。来年度以降の何にどれほど緊急性があるかわからぬ用途に基金として繰り込むという今回の措置は、財政法の改正によりまして、形式上は合法であるといつたものであります。同時に、納税国民に對する政府の義務違反であると言わなければなりません。

さらに、いわゆる義務的経費の不足の補てんであります。十二件、三百二十三億圓という額にのぼつておられます。それがほとんど社会保障関係の補助負担金に集中しております。たとえば結核医療費補助金、これは当初予算に比ば一・二%の増になつております。この額が二十六億圓、これが追加要求されております。また、生活保護費補助金は、当初予算に比べて一・六%の増の八十四億三千九百万圓、これが追加要求されております。国民健康保険助成費においては、当初予算に比ば一・二・七%の増で八十五億二千万圓、失業保険特別会計につきましても、保険給付の増加をまかなう経費として五十三億八千万圓、これが一般会計よりの繰り入れを要求されておるのであります。この金額は、当初予算に比ば、実に二七%に達する巨額なものであります。このよう

な事態は、社会保障関係費のみならず、義務教育費国庫負担金、公立養護学校教育費国庫負担金、これらにつきましても同様のことゝ指摘できるのであります。この問題は、単に政府の見通しが甘かつたと言つて済まされる問題ではありません。もし財源に余裕が生じなかつたという場合には、政府はいかなる方法をとつてこの不足額を処理するつもりであつたのでありま

しょうか。その結果は、地方団体に負担がしわ寄せせられて、当然受けられる社会保障給付金が足りないという理由をもつて断られるという危険な状態におちい入るのであります。このような事態が発生するような当初予算の無責任な作成を私どもは追及せざるを得ないのであります。

次に、指摘したいことは、第三次、今回の追加補正にあたりまして緊急を要する諸点についてでございます。まず、その第一に、中小企業に對する措置であります。金融引き締めの始まります直前の昨年十一月に負債総額一千万圓以上、こういう企業の倒産がすでに二百九十件も出ていたのであります。引き締め後のことしの一月には

負債総額一千万圓以上の企業倒産が百九十八件で、負債総額は二百八十億圓にも達しているというのであります。一月にこのような多数の倒産が出るということは、まさに異常であると言わなければなりません。また、不渡り手形の届け出総数は六万枚に達しており

ます。さらに、社会保障の面からも、医療保障、年金、生活保護、失対関係、いずれも緊急の予算措置を必要とするのであります。

第二に、農業、漁業関係についてであります。今日の物価高騰の最大の被害者といわれている農漁民は、みずから生産いたしましたこれらのものに對する値段、売物の値段は非常に安くして、しかも買う物は高い、現金収入は依然として乏しい、いわば政治から取り残された階層の人々であります。最低生活を維持することさえ困難であるという状態の中で、子弟の教育をはじめ、医療費など現金支出は日々増加の傾向をたどつておるのであります。これら各面にあえぐ人々への緊急予算措置を講ずべきであると考えてるのであります。

第三に、物価対策についてであります。政府は、先般公共料金の値上げを向こう一カ年間ストップするということを発表いたしました。それだけで、物価抑制にはならないのであります。公共料金の値上げストップから来るところの矛盾に對して、国は財政的裏づけを当然考えなければなりません。今日のわが国の資本主義諸政策といふものが、すでに実には行き詰まりの様相を示していると言わなければなりません。これについては、抜本的な企業構造の再編成とかいったような重要な

な施策を必要といたしますけれども、かかる事態に對しまして、過渡的な緊急予算措置を必要としているということとは、だれしも否定できないのであります。

また第四に、国際収支、輸出入貿易についてであります。昭和三十八年一月から昨年の末十二月までの間を見ましても、いずれの月も赤字となつておるのであります。また、ことしの一月の貿易収支においても一億三千万ドル以上の赤字が見込まれてお

ります。さらには、二、三月においても改善のきざしは全くないと言われているところでありま

す。政府はこの危機を外資借り入れ政策で糊塗してきたのであります。このことは、今後アメリカの利子平準税の影響のみならず、欧州諸国の金融引き締め政策、あるいは今後

の世界経済の動向など考慮いたしますと、きわめて憂慮せざるを得ないのであります。このような状態に對しまして、政府が緊急な対策を講ずることが目下最大の課題と言わなければなりません。

以上、時間の都合上主要な諸点にとどめまして指摘いたしましたわけでございますが、今回の補正予算は、かような緊急かつ重要な諸施策に欠けるところがあるばかりではなく、一貫して大企業本位のものであります。政策の犠牲となつておる各階層に對して、救済的役割りを果たし得ない性格のものであります。したがって、私どもは、本補正予算三案に對して、強く反対をいたすものであります。

以上をもちまして討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)。

本件について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。大平外務大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 経済協力開発機構条約の締結について国会の承認を求めるの件につきましては、その趣旨を御説明いたします。

経済協力開発機構、すなわち、OECDは、戦後十三年にわたる活動を通じて貿易の自由化、通貨の交換性の回復及び欧州の経済復興に多大の貢献をした欧州経済協力機構、すなわち、OECEを改組し、新たに米欧及びカナダを加えて、一九六一年九月、その規模においても、その活動分野においても全く新たな機構として発足したものであります。同機構は、高度の経済成長、低開発国の援助及び貿易の拡大を基本的な目標として掲げ、現在西欧の二十カ国を加盟国として、経済、金融、貿易、科学技術、農業、漁業、海運、原子力、教育等きわめて多岐な分野にわたる活動を行なっており、その活動が加盟国相互の協調的関

係を基礎とし、主として情報の交換、検討、多角的協議及び勧告の形で進められていく点に独自の意義を有するものであります。

わが国は、同機構の下部機関のうち、三大委員会の一つに数えられる開発援助委員会、すなわち、DACにはその発足当時から参加し、積極的に機構への加盟の態勢を整えてまいりました。ところが、昨年初頭からわが国の加盟問題が次第に具体化し、同年五月から七月にかけて東京及びパリで行なわれた加盟交渉の結果、同年七月二十六日、機構の理事会は全会一致の決定をもって、わが国に対し正式に加盟を招請し、次いで前記交渉結果をまとめた了解覚と書きの署名が行なわれたのであります。

今次国会において加入の御承認を求める経済協力開発機構条約は、OECDの目的、目的を達成するための基本的方針、主要活動組織等の大綱を定めたものであります。また、前述の了解覚に基づき、わが国が具体的な条件で機構の加盟国となるかを具体的に示すものであります。その主たる内容は、総計二百三十二にのぼる機構の文書のうち、そのいすれについてわが国が適用を免れるかを明らかにし、他方、通常の貿易外取引及び資本移動の自由化規約に關し、わが国が今後なお一層の自由化を進めるが、総計八十二の自由化項目のうち、十七項目については一定の留保を付する旨を規定してあることでもあります。かかる留保を通じて、自由化規約の受諾により、わが国の経済、特に中小企業等に好ましからぬ影響を与えられぬよう、十分に配慮をしておるのであります。

現在わが国は、IMF入条国移行、ガット関税一括引き下げ交渉への参加、貿易及び貿易外取引の自由化の促進等により、自由世界の開放経済体制の確立に努力しつつありますが、さらに経済協力開発機構への加盟により、世界の先進工業国の協力場に入ることを、このことは国際的協調による繁栄を助長し、真にわが国経済を利するものと確信するものであります。他方、自由世界の開放経済体制の進展に伴い、重要国際経済問題の多角的解決に際してわが国の利益をより積極的に反映せしめる必要があることは言をまたないものであります。経済協力開発機構における十分な協議、調整は、そのための好個の機会と考えられるのであります。

最後に、わが国の経済協力開発機構への加盟に關し看過してならないのは、加盟を契機として従来日・米・欧間に存在した連帯性を一そう緊密化し得るということであり、かつ、かかる先進工業国のみにて構成される機構における唯一のアジアからの加盟国としてわが国は、アジア諸国の経済的利益を機構の活動に反映せしめ得ると考えております。

以上が、経済協力開発機構条約の締結について御承認を求めるの件についての提案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕
○岡田宗司君 私は日本社会党を代表して、ただいま外務大臣より提案理由

を説明されました「経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件」に關して、ここに政府に対し若干の質問をいたす次第であります。

わが国がOECDに加盟いたしますことは、貿易の自由化、IMF入条国への移行と相まって、いわゆる開放経済体制への移行を、一〇〇％とはいかないまでも、ほぼ完了することを意味するものであります。これは日本経済にとりまして一つのエポックを画するものと言わなければなりません。この条約の目的である、(一)加盟諸国の経済の高度成長の促進と、その国民の経済的能力及び社会的福祉の向上、これらの国の能力及び潜在力の一そうの効果的な利用、(二)経済的發展の途上にある国々に対する援助のための協力、(三)世界貿易の拡大、これらはまことにりっぱな事柄でございまして、加盟国はもとより、何国といえどもこの点には同意しなければならぬところであり、かつ、わが国が加盟するにあらざる限り、わが国が受諾しなければならぬ規約、資本の移動の自由化に關する規約、日本経済の構造と発展に重大な影響を及ぼし、ひいては国民生活にも影響するところ大であります。

そういう影響を考へますとき、われわれは、OECDへの加盟には、多方面にわたって十分な検討を加え、慎重な態度をもって臨まなければならぬと存するものであります。

総理は、OECDへの加盟に非常な執心を示されてまいりました。これによつて、日本は世界の大国の仲間入りができるかと誇らかに言明されてきたのであります。総理の言われまますよう

に、日本がOECDに加盟して、大國として内外に認められたといつても、そのために、日本の経済、産業の将来にわたつて不利な事態が起ることを恐るならば、それは虚名のため、私どもといつては、いまだ十分な用意がなされてOECDに加盟することは時期尚早ではないかと危惧の念を抱かざるを得ないのであります。この時期に急いで加盟しなければならぬという積極的な理由はいかなるものにあるのか、また、不利な条件を受諾してまで加盟することによつて、日本は実質的にいかなる利益を受けるのか、具体的に総理よりお示しを願ひたいのであります。

次に、わが国は、加盟にあたりまして、通常の貿易外取引の自由化に關する規約を受諾したのであります。たとえ若干の留保がつけられてありましよう、それが実施されます場合、わが国の国際収支中、貿易外収支の将来はどうかであるまいしょう。すなわち、三十四年度までは貿易外収支は黒字だったものであります。三十五年には七千三百萬ドル、三十六年には一億三千九百萬ドル、三十七年度には二億二千五百萬ドル、三十八年度には推定三億二千萬ドルと、年々赤字が激増の一途をたどつているのであります。この年々の赤字の激増は、景気変動や他の偶発的要素によるものではなくて、貿易外収支の構造の変化に基づくものと云わなければなりません。

すでに、かような事態に立ち至つておるときに、いま貿易外取引の自由化を一挙に押し進めることは、この赤字を将来一そう激増させ、日本の国際収

支の慢性的悪化をもたらし、日本経済の今後の発展に重大な影響を及ぼすものと云わなければなりません。田中大蔵大臣は、この貿易外収支の赤字についてどうお考えになつておられるのか。これが激増を食い止め、国際収支の改善をはかるために、いかなる恒久的対策あるいは応急的の対策を立てておられるのか、具体的に告示しを願ひたいのであります。

また政府は、OECDの加盟交渉におきまして、一年以上の長期用船契約について留保期間五年を強く要請してきたのであります。ついにいれられず、結局、日本側の譲歩によりまして、石油タンカー二年、鉄鉱石、石炭専用船各一年に限定されたのであります。貿易外収支の赤字の大きな部分を占める海運の赤字、これから一そう増加するこの赤字を、いま政府がとりつある政策で、はたして見込みどおりに減少させることができるかどうか、はなはだ疑わしいのであります。この点につきまして、政府はいかなる対策を持つておられるか、お伺ひしたいのであります。

また、映画フィルムも自由化されることになりまして、日本の映画産業は外国の映画の激しい攻勢に押しまわされ、いままでも日本の青少年に害毒を流してしまつたギャンブル映画、エロ映画等が容易に輸入されることになり、その害は一そう甚大になるのであります。これは、総理の言う人づくりの方策をくつがえすものであります。が、総理はこれに對していかなる対策をもつて臨まれるのか、お伺ひしたいのであります。

次に、資本の移動の自由化につきましてお伺ひしたい。IMF八条国への移行とこの規約の受諾によりまして、たとえ多少の留保はつけられておりましたが、外国資本の日本への流入は、短期資本も長期資本も、ともにきわめて自由になるのであります。外国資本が単独または合弁の形で日本に入りまして、日本の同種の企業をなぎ倒し、あるいはある種の産業部門、市場を支配し、日本の技術の開発を阻害し、また、ばく大な利潤を上げまして、それを本國にほとんど送金いたしますならば、外資の導入は、日本経済にとりましては利益になることよりもむしろ不利な事態をもたらすものといわなければなりません。かように外国資本が日本の産業のうちに深く根をおろしまして支配を確立してしまふならば、その産業は外国資本へ従属することになり、外国資本の動向に一喜一憂せざるを得なくなるのであります。すでに、かかる例は日本の石油産業に見られるのであります。石油産業におきましては、外国資本が単独または合弁の形で原油の輸入、精製、販売のあらゆる部分をほとんど押さへてしまつてゐるのであります。かような例は、ひとり日本だけではなく、フランスのような國におきましても、アメリカの資本が入り込んでまいりまして、企業を乗っ取り、あるいは国内企業をおびやかして問題を起こしてゐるのであります。今後資本の移動の自由化に伴ひまして、外国資本、特に強大なアメリカ資本が、わが國にどんどん流入してまいりまして、石油産業のように食い込み、支配をしないかどうか、して保障されるべきでございましょう。

かも、日本の資本家たちは、従来から競つて外国資本と、技術の導入をはかつてきたのであります。今後、かかる傾向は一そう助長されるでございましょう。総理がOECD加盟を急がれましたのは、よもや外国資本の日本への流入を促進することから日本経済の発展に利益であるから、無制限にどしどし入れてよいという方針から出てゐるのではございませう。総理は、外国資本の導入という点に對してどういう方針をとられるのか。また、それが日本の経済や産業に与える損害に對しまして、どういう方針をもつて臨まれるのか、お示し願ひたいのであります。

また、福田通産大臣、田中大蔵大臣には、それぞれの所管の範囲におきまして、それに対する具体的な対策をお示し願ひたいのであります。

ことに、この機に乗じまして外国資本のスーパーマーケットへの進出が問題であります。さきにアメリカのセーフウェイが住友商事と提携いたしました。日本に進出しようとしたことは、日本の小売商に非常なショックを与えたのであります。激しい反対運動が起きましたが、その進出が押えられたのであります。が、資本の移動の自由化が実施されましたならば、この企てが再び行なわれるでございましょう。そればかりではなく、せきを切つて落としたようにアメリカの大スーパーマーケット資本が日本になぐり込みをかけてくるでございましょう。そういう場合に、日本の小売商たちは非常な被害を受けるでございましょう。かかる事態の起ることと、流通秩序の混乱を避けるために、

通産大臣はいかなる対策を持つておられるか、お伺ひしたいのであります。

総理はOECDへの加盟によつて大國への仲間入りができたと、大いに悦に入つておられるようでございませうが、そんな虚名はどうでもよろしいのであります。OECD加盟二十カ國の國民一人当たりの所得と日本のそれとを比較してみますと、一九六二年度におきまして、この二十カ國のうち、日本より國民一人当たりの所得の少ないのは、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、トルコの四カ國にすぎず、日本は十七番目という、まことに低い地位に位置するのであります。また、最低賃金制については、ILO二十六号条約を批准してゐる國が十四カ國、批准しておらないでも実施してあります國が五カ國、計十九カ國でありまして、トルコのみが例外であります。問題のILO八十七号条約につきましては、十四カ國が批准をし、アメリカ、カナダ、スイスは未批准でありまして、労働者の団結権を十分に認めておるのであります。団結権を認めておらないのは、ポルトガル、スペイン、トルコの三カ國のみであります。この例を見ましても、日本は大国に肩を並べられるどころか、まことに恥づかしい状態にあるのであります。

昨年七月末、OECDと密接な關係を持つ國際自由労連のベグ・書記長は、日本のOECD加盟にあたりまして、「國際自由労連は、OECDが社会問題の分野において民主的水準を維持する組織であることにかんがみ、基本的な労働諸法規を無視する國の加盟は許されな」と聲明しておるのであります。

日本がいまのようなILO諸条約の未批准の状態ではOECDに加盟いたしませんれば、労働組合諮問委員会等におきまして問題にされ、肩身の狭い思いをすることは必至であります。この点は、よく政府においてもお考え願ひたいのであります。日本がOECDに加盟をいたしますれば、日本の経済、産業体制も國際標準化され、ひいては國民の生活水準もまた國際標準化を強く要請されるでございましょう。

政府はこの際、すみやかにILO八十七号条約、二十六号条約その他の基本的な労働諸法規を直ちに批准して、その実施をはかり、また、國民一人当たりの所得も、せめて十番目くらいのところまですみやかに引き上げる方策を講ずべきであると思ひ、総理の御所見を伺ひたいのであります。(拍手)

OECD加盟は、日本の経済、産業、生活水準に關係するところが大きく、なお政府にお尋ねしたい問題は非常にたくさんございませうが、いづれ委員会におきまして、關係大臣から詳しくお伺ひすることにしたしまして、私の質問をここに終る次第でございませう。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

国土狹隘で、人口が非常に多く、資源の少ないわが國といたしましては、世界各國と貿易を拡大し、そして協調していくところに國を立てる道があるであります。われわれは、この意味におきまして、戦後、国内的にはできるだけ自由化をしてまいりました。しかし、日本の国力は、まだ國際的に自由化というところまで行つていなか

たのでございますが、国民の御努力によりまして、いまや世界の一流の先進工業国になることを得たのであります。したがって、私は、今後日本のこの経済を拡大し、生活水準を上げるには、やはり世界を舞台として、自由化のたてまえで各国に協調していくよりほかに日本の生きる道はないと考えます。したがって、私は、先般来、日本の国力を増加すると同時に、各国の信用を博し、そうして相ともに世界の繁栄に協力しようとする努力したのでございますが、各国も日本の立場を認めてくれています。そして、重要な国際経済問題につきましても、十分協議し、協調していくことがうたてまゝになったのがこのOECDへの加盟であります。これは、日本の先進国であることを世界が認めたのでございまして、私は、この加盟によりまして、唯一のアジアの先進国として、世界の繁栄、ことにアジア低開発国の開発に十分な努力をいたしたいと考えているのであります。

なお、外資の導入につきましては御質問でございますが、資本の少ないわが国は、できるだけ優良な外資の導入をすることが経済の発展に役立つと考えます。しかし、中小企業その他脆弱な産業に外資の導入によって悪影響を及ぼす場合におきましては、政府は留保をいたしまして、適正な措置を講ずるよう、いわゆる余裕を残しているものであります。

なお、映画につきましても、青少年対策の問題を御質問になりましたが、やはりこれは、公安あるいは風俗を害するようなもの、関税定率法によって禁止もできます。また、最近では映画管

理委員会等がございまして、外国映画につきましても十分な審査をし、そして、そういう弊害のないようにいたしたいと考えているのであります。

なお、日本の国民一人当たりの所得がまだ十七番目とか、こうおっしゃいます。そのとおりでございます。しかし、一人当たりの所得ということよりも、世界の人は日本の国力というものを至大に考えているのであります。一億の国民を持つ、そして、これだけの産業の復興をなす日本に対しては、日本の総生産は、世界の五番目に相なっているのであります。だから、この状態を進めていって、あなたのお話になるように、十番目の所得になることは、これは私は、むづかしいことではない、それをやるのがいわゆる所得倍増でございます。いまや先進国並みにだんだん近寄っていくそのためには、OECDに入ることが適当な措置であるのであります。私は、いまに十番目になることは必定であるということとを、ここではつきり申し上げておきたいと思ひます。

なお、ILO八十七号の問題、二十二号の問題につきましても、御承知のとおり、八十七号の批准は、今国会にぜひ御承認いただきたく努力をしておるのであります。また、二十六号の問題等につきましても、今後日本がOECDへ加盟いたしましたら、経済がだんだん上昇していくならば、二十六号の批准も近くにあると、私は確信しておるのであります。

【国務大臣田中角栄君登壇、拍手】

○国務大臣(田中角栄君) OECDの加盟に対する利害に対しては、総理大臣からお答えがございましたけれども、財政当局者として一言申し上げますと、御承知のとおり、四月一日からIMF八条国に移行することをきめておるわけでございまして、財政、経済、貿易、そのような問題に対しては迅速及びIMF等いろいろな審議をせられるのでございまして、この事前にはOECDにおいていろいろな問題が議論をせられるわけであります。でありますから、日本も、特に国際流動性の問題、国際金融の問題等については、確定的な段階にならない前の、主要国間において十分意見の調整をする段階であるOECDにはぜひ参加をし、第三部会への加入に対しても実現を必要といたしておるわけであります。

第二点は、貿易外収支の将来の問題に対してでございます。昭和三十八年の一月から十二月までに、貿易外において約三億三千万ドルの赤字が計上されておりますが、これは自由化による影響だけではないわけであります。貿易量が非常に多くなったということに對して、日本の船腹量がこれに追いつかなかつたという状態もあるわけであります。この貿易外収支の改善に對しましては現に意を用いておるのであります。三十九年度予算でも、御承知のとおり、日本の外航船腹の拡充というものを對して格段の意を用いておるわけであります。そのほか、なお、観光の問題等にも十分な施策を行ないつつ、貿易外収支の赤字はできるだけ少なくし、経常収支の黒字をはかるように努力をいたしておるわけであります。

第三点は、外資導入についての問題であります。この問題に対しては、総

理が基本的な考え方を述べたになりましたが、無制限に外資を導入して日本の資本市場、日本の企業を破壊に追い込むなどという考えは全然持っておりませんし、特に自由化をしても、あるものに對しては留保をし、なお、スクリーン制を設けてまして、無制限に導入をするというのではなく、良質、長期の必要やむを得ざる外資を導入することによって国際競争力を培養しながら、将来の道を開かんとおるものでありますから、これによって国内混乱を起すなどということは考えておりません。

第四点、映画フィルムの問題でも総理が申されましたが、本年の六月三十日の末まで、留保をいたしておることは御承知のとおりであります。自由化の準備段階につきましても、こまかい問題別に、これが自由化に對応できる体制整備の期間をはかつて実施に移しておるわけであります。大体、まあ映画に對しては、ある程度の準備期間が必要だということを六月三十日までとしたわけであります。業界に及ぼす影響等については慎重に配慮したいと考えています。(拍手)

【国務大臣(福田一君) 登壇、拍手】

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

外国資本によりましてところのスーパー・マーケットの問題について特に御質問があつたわけでありますが、外国資本によるスーパー・マーケットが出てくるやり方はどういふやり方があるかといふは、直接投資をしてくる場合、あるいはまた、日本の市場において株式を取得するといふような形、あるいはまた、ローンによって入つてく

るといふいろいろな姿があり得ると思ふのであります。そこで今後OECDに入りましてした場合において資本の自由化といふことは、これは原則としてわれわれは肯定しておりますが、しかし、その場合においても、直接投資の場合においては、OECDのコード自体において、その国の経済に悪影響がある場合には、制限をしてもよいという例外規定がございしますので、この規定を適用することによって、直接投資によって入ってくるものであつても、日本にとつてそれが日本の中小企業あるいはその他に重大な悪影響があると思へば、それによって押えることができるわけであります。また、市場の株式取得による場合、あるいはローン等によって入ってきます場合には、今度OECDに入ります場合には、ちゃんと留保をとつておまして、必要があればそれを制限することができるといふことにいたしてございまして、この方法によって押えることができると思つておるわけであります。

なお、IMFにも若干関係がありますが、御案内のように、IMFは何も資本の問題にまで制限を付しておりませんし、そういうことで今度米国の資本が入ると入つてきて、スーパー・マーケットでもやはりはいないか、あるいはまた、日本にふん入つてきはいないかといふお話でございますが、それについては、この間の日米貿易経済会議の席上におきまして、実はそういうふうなことがあつては困る、そうしてそういう場合には、制限ができるのであるといふ意味のことを十分向こうの關係にも伝えてございしますので、私は今度のOECD加盟によつて、通産關係に

おいてそれほどの悪影響が起きることはない、むしろ好影響のほうが多い、こういう観点で処理をいたしておるわけでございます。

なお、技術導入をするという点、日本技術の開発が阻害されはしないかというお話でございますが、技術導入をすることによって産業界が非常な刺激を受けたら、あるいはまた産業全般のレベルが上がったことは事実であります。それが、それで日本の開発技術に対する意欲がなくなる、そういうようなことは、日本人というものは、それほど気魄のない、また前進力のない国民でもありませんし、われわれの關係するところでも、一生懸命そういう技術開発につとめておられますので、そういうような御心配は要らないのではないかと考えておるところであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 牛田寛君。

〔牛田寛君登壇、拍手〕

○牛田寛君 私は公明会を代表して、ただいま議題となりました經濟協力開發機構條約の締結について承認を求めるの件につきまして、總理並びに關係閣僚に対して質問いたします。

いまわが国は、國際收支の悪化という問題に当面しておりますが、このため、金融引き締め等の調整措置の影響を受けて、中小企業の倒産を目立って増加するという結果を見るに至りました。また一方、九二%の貿易自由化を達成し、自由化は最後の仕上げの段階に差し加つております。自動車、重機械、農産物など、最も國際競争力のない品目が残されていることは、周知のとおりであります。

この時期において、完全なる自由化というものを前提とした經濟協力開發機構條約の締結を行なうことは、わが國の産業經濟に少なからぬ影響を及ぼすことは当然であると考えるのであります。この際、本條約の締結が、自由な國際貿易の拡大等についてどのような利益をもたらすかを明らかにされたのであります。總理並びに外務大臣にお伺いしたいのであります。

次に、ただいま申し述べましたように、金融引き締め等の影響を受けて中小企業の倒産が増加しておりますが、國際競争力の弱い産業の比較的多い中小企業は、完全自由化の影響を受けて、さらに一層の苦境に立つことが予想されるのであります。また、外国大資本が自由に入ってくることによって、資本力にものをいわたる販売網により、市場の独占のおそれが十分考えられるところでありまして、すでにその傾向はあらわれております。国内經濟の圧迫の上に、さらに國際經濟の圧迫を受けて、中小企業の振興という問題は、新たな困難が加わらうとしていられるのであります。總理は、中小企業対策を特に強力に推進することについて言明されておるのでありますから、今回のOECDの加盟にあたって、政府はこの対策について十分の成算を持たれていると考へます。總理並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。

第三に、本年初頭からの政府の金融政策の推移を見ますと、明らかに金融引き締めの方向へと足取りを早めております。すでに、大企業においてはその対策を急いでおる。その結果、万一の場合に備えて、担保の確保であるとか、弱体系列企業の整理であるとか、あるいは支払い条件の厳格化など、中小企業等の経営も急激に苦しさを増しつつあります。で、このような状況下にある中で、いままで外資法に基づいて外資の占める比率を制限してきたわが國が、OECDに加盟することによって外資導入制限の緩和が行なわれるならば、いままで資金が窮乏になつておる国内産業は、金利水準の低い、しかも外資導入の方向に向かうことは必ずであると考えられます。その結果、外資導入の過激な競争を引き起こして、不利な契約条件のもとに企業が国内や輸出市場で不当な制限や義務を課せられるおそれがあると考えられますが、政府はこの点に対していかなる対策を講ずるのか、大蔵大臣の具体的な答弁をお願いいたします。

第四に、わが國産業の發展によつて、鉄鋼、板ガラス、繊維製品、繊維機械、家庭用ミシン、あるいは電子機器、カメラ、船舶等々、その技術は國際的にも高水準を誇る状態まで成長しております。これは、わが國民の勤勉で優秀な素質によること、また、なみなみならぬ努力の積み重ねによつてできたことである。しかるに、最近の外資導入の活発化に伴ひまして、技術導入の過激競争に至るところに見られます。先ほど問題として取り上げました点でございますが、これは、産業の秩序を混乱させるとともに、わが國技術の非常な不經濟が起ること、同じ技術を幾つかの同じ系統の会社から日本へ取り入れるというような技術開發の不經濟が行なわれている。また、同時に、そこから企業独自の技術開發意欲

が鈍らされてくるということ、さらに、契約条件において輸出制限が加わるとかいうような好ましからぬ結果を招くおそれがある。わが國は今後も一層輸出の振興をはかり、國際收支を改善していかなければならぬことから考へても、優秀なわが國独自の技術の開發ということは重要な問題であります。OECDに加盟した場合に、政府はこのような技術導入の過激競争についてどのような対策をお持ちであるか、總理大臣並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。

第五に、昭和三十三年の一月から今年に至るまでの國際收支の構造を分析してみますと、貿易外收支の赤字は、政府の再三にわたる貿易外收支改善対策の検討と発表に反しまして、毎月その赤字を累積させ、何ら減少の気配が見られぬ実情でございます。政府は貿易外收支の改善は長期的対策によらない限り困難であるとの見解をお持ちであります。もしOECDに加盟した場合のこのことを考へますと、強固な改善対策を打ち出すことが急務であると言わざるを得ません。特に、貿易外收支の中で、観光收支の赤字が最近特に顕著になつております。海外旅行の自由化を控へまして、一生のうち一度は外国へ行かねばと多くの國民が夢を抱いておる。そういう人たちが金融機關等に海外旅行の積立貯金をする者が非常に多い。その数は三十万人をこえるといふように言われております。これらの人々が自由化と同時に海外旅行をした場合、貿易外收支はさらに悪化の速度を速めることになるのではないかと考えますが、大蔵大臣はどのような対策をお持ちであるか、お伺いしたいのであります。

第六に、わが國は、OECDの下部機構である開發援助委員會のメンバーとして、すでに昭和三十六年から、低開發諸國援助のため、政府援助として三十六年に一億五千九百二十万ドル、三十七年に二億三千六百六十万ドルと、次第にその額も増加されております。低開發諸國に対する援助は強力に推進していくべきであると考えますが、最近の國際收支の慢性的な悪化とその改善を考慮した場合において、これらの多額な外貨を援助資金として振り向けることは、日本の外貨事情をさらに悪化させることになるかと考へられます。政府が世界からの借款によつて支払つた援助資金、これらによつて日本の國際貿易の面にどのような成果をもたらしたか、總理並びに通産大臣に伺いたいのであります。また、あわせて、最近数千万ドルの年間貿易外收支の黒字を生み出すことすら困難な状況にあるにもかかわらず、今回の加盟により、さらにこれらの援助が強化されることになると予想されますが、政府は今後どのような方針でこの對外援助に臨まれるかをお伺いしたいのであります。

第七に、アメリカは依然としてドル防衛政策の路線を改めずはおりません。過去における對日輸製品の輸入制限あるいは利子平衡税の問題というようなものはもとより、現在においても、なおわが國の對米主要輸出品である雜貨類等はすべて自主規制を余儀なくされている実情にあります。このような保護貿易体制に近いと言へるような貿易形態が存在するときに、わが國

の加盟の実現によって完全な開放経済体制に移行することになるわけであり、このような情勢下において何ゆゑこの加盟を急がなければならぬのか、この理由を国民の前に明らかにしていただきたいのであります。総理並びに外相の明確な御答をお願ひいたします。

最後に、加盟が実現した場合に、これらの差別待遇の解消について強力な主張を行なうべきであると思ひますが、この点について、総理並びに外相の決意を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) O E C Dへの加盟の利益につきましては、先ほど来申し上げたごとく、やはり先進国が集まりまして、世界の経済の重要問題について協議して、そうしていわゆる国連とか、あるいはガットとか、I M Fの総会の前においていろいろ協議していくことは、やはり先進国としての当然の私に責務であると思ひのであります。日本は、先ほど申し上げましたように、非常な経済の発展をいたしておりますので、やはり世界の経済をよりよくするために、日本のような国が入って、お互いに事前協議することが必要であり、また利益であるのであります。また、われわれといたしまして、この世界の先進国のいわゆる経済情勢その他いろいろな資料を前もってとることも非常に必要であるので、私は日本が入るということは、世界の各国が、世界のためにいと自他ともに認めておるところでございまして、私は喜んで参加の決意をいたしましたのであります。

なお、中小企業対策とか、あるいは技術の交流の問題につきましては、先ほどお答えしたように、わが国の技術あるいは中小企業の発展に害になるようなことはいたさない留保規定を置いておりますから、御安心願ひたいと思ひます。なお日本は、O E C DのいわゆるD A C、経済開発、低開発国の援助の委員会には従来から入っております。そうして世界でも、大体、低開発国の援助は日本が五番目ぐらいの地位におるのであります。これは低開発国援助といふことは、低開発国のためのみならず、日本の産業発展に役立つのであります。私はどの程度の援助をするかといふことは、日本の経済の発展、国際収支の状況を見ながらやっていくべきだと考えておるのであります。日本の世界の使命としては低開発国援助、これに力を入れることが、日本民族の使命であると思ひます。今後十分やっていきたいと考えているのであります。

なお、ドル防衛につきましてもいろいろ御心配がございまして、われわれはドルが確実な国際通貨であることは、われわれも協力しなければならぬ。ただ、ドル防衛のために日米貿易が非常に阻害されるということは、これはわれわれとしてとらざるべきところではあります。常に米國ともドル防衛につきましても協調しながら、日本に不利にならないよう努力を続けていきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○国務大臣(大平正芳君) O E C Dに加盟するということは、世界の先進工業国と組織的にかつ機動的に協力の場に入るといふこととございまして、先

ほど大蔵大臣がお触れになりましたように、たとえば国際収支の問題にいたしまして、短期資本の移動によりまして擾乱的影響が出た場合にどうするかとか、あるいは各国の通貨の安定につきましても、各国の中央銀行がどのように協力してまいるかとかいふ問題につきましても、決定的な実力を持つておる主要国との協力の場を持つていふことは御理解をいただきたいと思ひます。あなたが御指摘の貿易の問題にいたしまして、たとえば輸入制限問題あるいは関税政策、あるいは後進国貿易の問題にいたしまして、これら決定的な実力を持った国々と協力の場に入り、討議の場に入つておくことは、日本にとりまして、日本の国内政策を立てる上におきましても、いろいろ経済外交を展開する上におきましても、不可欠のことになつてくると思ひます。さういふことが、私もO E C D加盟ということに決意をいたしましたおもしろい原因でございまして、それからドル防衛に言及されましたが、対日輸入制限につきましても、御指摘のように新しいアメリカ側の動きは、私は聞いておりません。輸入規制、対日自主規制が、最近新しい動きを見せておるといふようなことは、私としては承知いたしております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) 私に対する質問は、総理の御答弁で尽きておると思ひますが、私は、あなたが非常に御心配いたしております中小企業の問題、あるいは技術導入の問題等については、十分御質問の趣旨を体して、行政上譲りたくないよう努力をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 貿易外収支の改善につきましては、先ほど来申し上げたとおりでございまして、そのうち特に海外旅行につきましても御質問でございまして、来たる四月の一日を予定いたし、海外渡航の自由化をはかるつもりでございまして、先ほどお述べになりましたとおり、三十五年度は受け取りが五千九百万ドル、支払いが五千九百万ドルではほぼ均衡いたしておりますが、三十七年度は受け取りが五千九百万ドル、支払いが六千万ドルで、計二百万ドルの赤字であります。今年度はもう少しふえて七、八百万ドルの支払い超過のようでございますが、何か海外旅行に対して積極的に積み立てをやつたり、いろいろこれを促進しておるようなものもございまして、さういふものに対しては、何かを飲んでハワイへ行こうとか、また、何かをしたら香港へというようなことに對しては、きつと金融機関等に対しては、指示をいたしまして、かかることによつて、特に海外旅行を促進するような考え方に対しては、強い是正と自重を求めているわけでございまして、いすれにしましても、これから自由化をすれば、いつでも海外には行けるのでありますから、先を争つてまで海外に行くような風潮は、ぜひひとつ皆さんのお力でも、これを正していただければ幸いだと思ひますのであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第五、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。田中大蔵大臣。

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

わが國は、世界経済の趨勢に即応し、国際分業を通じて経済活動の効率を高め、わが國経済の一その繁栄をもたすため、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、先ほど来四月一日に、国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することとして、着々諸般の準備を進めておるものであります。これに伴い、外国為替、外国貿易その他の對外経済取引に關する法制を整備することが必要となつておるのであります。

次に、今回提案いたしました法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正であります。現行の外国為替及び外国貿易管理法においては、貿易及び貿易外取引を通じて、外貨資金の使用は、すべて外国為替算の範囲内で許されるものと規定してあるものであります。ところで、わが國が國

際通貨基金八条国へ移行するためには、輸入代金の支払いのような經常的国際取引のための支払いに対する為替制限を撤廃しておくことが必要となりますので、外国為替算制度を廃止することとし、このための所要の改正を行なうこととしたのであります。

また、外国為替算制度の廃止に伴いまして、外国為替算の作成を主たる任務としております国債審議会は、その存在理由がなくなりましますので、これを廃止することとしたのであります。

さらに、現行の輸入貿易の管理は、外国為替算を前提として行なわれておりますが、外国為替算制度の廃止に伴いまして、今後の輸入貿易の管理は、為替制限によらない方法でこれを行ない得るようによりの改正を行なうこととしたのであります。

第二は、外資に関する法律の一部改正であります。その第一は、外国為替算制度の廃止に伴う規定の整理であります。外資に関する法律に基づいて対外送金が認められるものの支払い予定額を、外国為替算に計上する制度を廃止することとしたのであります。

その第二は、国け出のみによる株式または持ち分取得制度の廃止であります。これは、従来、外資に関する法律では、外国投資家の株式取得には、原則として主務大臣の認可を要することとなし、例外として、新株の取得で

あつて、果実または元本の回収金の送金を希望しないものについては外国為替及び外国貿易管理法の許可を要することとしていたものでありますが、今後は適用法律の一つにするため、送金希望のない新株取得につきましても、原則として外資に関する法律の認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

その第三は、契約期間または対価の支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結並びに受益証券、社債及び貸し付け金債権の取得に関する規制の一元化であります。従来、これらの外資につきましても、その対価、果実または元本の回収金の対外送金を希望する場合にのみ外資に関する法律の認可を要することとし、それ以外の場合には外国為替及び外国貿易管理法の規制を受けることとしておりましたが、適用法律を一にし、制度を簡素化するため、今後は送金希望の有無にかかわらず、原則として外資に関する法律の認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

その第四は、外国為替公認銀行への事務の一部委任であります。これは従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなつておりましたのを、国際経済取引の自由化を促進し、外資導入関係事務処理の円滑化をはかるため、さらに外国為替公認銀行にも委任し得るよう改正しようとするものであります。

以上、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして、発言を許します。木村福八郎君。

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました對外取引に関する法律の改正案につきまして、六分質問をいたしたいと思ひます。

その第一点は、日本がIMFの十四条国から八条国に移行するということが、かつての金解禁にも比すべき重大な問題であるといわれております。このような八条国の義務を受諾するといふことが、事前に何ら国会にはかられることなく、政府の行政的な措置によりまして、一方的に取り決められてしまふというところは、これはどういふこととございましょう。その点にどうしても私は割り切れないものがございまして、先ほどのOECDの加盟の問題につきましても、これもIMFの八条国移行に劣らない重要な問題でございまして、しかし、IMFの十四条国から八条国に移るといふことは、OECDに参加以上の重大な問題、日本の経済の将来に画期的な、池田さんの言葉を借りますれば、革命的な非常に大きな変動をもたらすものです。これはもち

ろん直接条約上の問題ではございせんが、事実問題といたしまして、今後の日本経済に重大な影響を及ぼすという措置が、事前に何ら国会にはかられることなく、政府の行政措置だけであつていいものであるかどうか、またこの点について池田総理大臣にお伺ひいたしたい。

質問の第二点は、この提案理由の説明を先ほど大蔵大臣が行ないました。が、これによりまして、わが国は開放経済体制への移行を進めており、その一環として、四月一日を目途にIMF八条国に移行する、そのための法制的整備のために對外取引に関する二法の改正をするのである、これが提案理由であるといわれております。そこで、総理大臣にお伺ひいたしたいのは、開放経済体制への移行といふことは、どういふ意味と内容を持つておるのでございましょうか。この点をばつきり伺ひたい。何を、だれのために開放するのであるか、この点をはつきりしていただきたい。なぜ私はこゝろ質問をいたすかと申しますと、これまで池田内閣は、高度経済成長政策をやつてまいりました。すでに池田さん自身が反省しておられます。これまでの高度成長政策は、大資本に片寄つて中小企業を犠牲にしてきた、立ちおくれさしてきたといふことをはつきり自己批判しておられます。ところが、またこの開放経済体制への移行におきましても、

その端的なあらわれといたしましては、重油の自由化を前提とする炭鉱整理に典型的にあらわれております。中小企業や、あるいは農業や、あるいは一般勤労者の犠牲において、IMF八条国に移行、つまり自由化に移行する、その場合に、大資本の利益を守るように、そういう体制が着々と進められております。炭鉱の整理は、その端的なあらわれです。今後、それは業種によつていろいろ程度の差はあるかもしれませんが、今後の開放経済体制移行につれて、炭鉱にあらわれたと同じような問題が、私は出てまいらると思ひのであります。

つまり、これまで日本は、池田内閣のもとで高度成長政策を遂行してまいりましたが、この高度経済成長を可能ならしめた条件は、一体何であつたのでありましよう。私は、それは第一は、世界まれに見る日本の低賃金、また世界まれに見る至れり尽くせりの大資本、独占資本に対する保護措置です。租税特別措置であるとか、あるいは産業基金の強化であるとか、あるいは通産省指導によりまして勧告短短による独占管理価格の維持であるとか、そういうことが第一の可能な条件であつたと思ひます。第二は、アメリカの経済軍事援助。第三は、いわゆる貿易為替管理体制であつたと思ひます。そういうことが、これまで高度成長を支えた主たる要因でありましたが、

そういう条件がくずれつつある。特にこの貿易管理の体制、いわゆる封鎖経済的な体制は、日本の資本に非常に膨大な利益をもたらした、設備拡張を可能ならしめた一つの大きな条件であったと思うのです。これがくずれてくる、自由化になってくると、条件がくずれてくるので、そのままでは従来のような膨大な利潤を確保することができないから、そこで政府は、この新事態に対処するために、農業面においては農業基本法を中心にして農業構造改善事業を推進いたしました。農業の整理、合理化をやっておりますのであります。あるいは中小企業基本法に基づいて、中小企業の整理、合理化、自由化になった場合に、海外の製品と自由競争ができない中小企業は整理をしていく、そうして投資育成会社をつくりまして、成長産業に見込みのあるものだけを育成していく、その他は整理していく、あるいは大企業につきましては、特定産業振興法によりまして、合併、集中、大コンビナート化によりまして、そうして大資本の独占集中を強化していくとしております。あるいはまた、地域産業におきましては、産業都市計画、これは住民の負担におきまして大資本のための有利な立地条件をつくるための措置であると思っております。あるいはまた、人づくり政策によりまして、近代技術を身につけて、資本主義の道徳もまた身につけて、

て、下から利潤に奉仕するような労働者をつくり上げる、そういう体制を着々進めております。これが開放経済体制への移行ということではないのであります。その一番の典型的な例が、先ほど申し上げました重油の自由化を前提とする炭鉱の整理であったと思うのです。そこで、池田総理に、一体この提案理由にいうところの開放経済体制への移行というその意味と具体的な内容を明らかにしていただきたい。

第三の質問は、もし、私が申しましたように、自由化に対処して大資本の利益を擁護するような措置を進めるとが開放経済体制でないとおっしゃるならば、今後開放経済体制を進めていく上におきまして、中小企業にどういう影響があらわれ、あるいはまた、労働者にどういう影響があらわれ、あるいは農業にどういう影響があらわれ、そうしてその影響等につきまして、政府はどういう見通しと対策を用意しておりますか。この点について具体的に御答弁をお願いしたい。労働者に対する影響と対策については、労働大臣、農業につきましては、農林大臣、中小企業につきましては、通産大臣から、通告してございますので、それぞれ御答弁をお願いしたいと思います。

につきまして、原則が変わってくるわけですから、これまでの、対外取引については、全面的禁止・例外的自由というものが原則であったのが、今度は、全面的自由・例外的な禁止ということにたてまえが変わってくるわけですね。その場合、これからは国際収支を理由として為替制限をすることはできなくなるのであります。外国為替及び外国貿易に関する法律なり外資に関する法律は、大体国際収支を理由として為替取引、資本取引を制限することができるというたてまえになっておるわけですね。したがって、今後そういう国際収支を理由として対外取引を制限することができないということになります。これは、単に二法案を改正するだけでよろしいのかどうか。国内産業の保護の立場から新しい立場に立つて、今まで問題になっておりました、たとえば対外経済法とか、あるいはその他の国内産業を保護する立場に立つた立法が必要ではないか。単にこの二法案の部分の改正だけではまかなっていかれるかどうか。対外経済法その他の国内産業保護的な、そういう措置についてどうお考えになるか、この点について御答弁願いたい。

それから最後に、資本取引と関連しまして、日米通商航海条約との関係について、これは総理大臣に伺いたいと思っております。日米通商航海条約第十二条によりますれば、日本がIMF十四

条国に加盟しておりますので、アメリカの資本導入については、外資法の適用等によって、これは制限することができるようになっております。十二条では、ところが、八条国に移行しますと、制限することができなくなりますが、国内産業保護を理由としても、国内の資本と同等の待遇を与えることになっておりますから、制限することができなくなっております。国内産業保護を理由として、制限することはできません。また、OECD参加にあたりまして、日本は直接投資につきましては、これは留保しておらない。先ほど答弁ございましたが、留保しておらないのです。そうしますと、アメリカの資本が日本にどんどん入ってくるのをとめることができないわけでありまして、通商航海条約は一九五三年十月実施されて、十年間期限でございまして、昨年十月に一応期限が来ております。それを機会に国内産業保護の立場から、アメリカの日本に対する資本導入については、これは制限することができるよう、通商航海条約を改正する必要があると思ひます。日米通商航海条約は、諸外国の通商航海条約と比べまして、著しく日本の資本あるいはその他の取引について不利になっております。これは何等ではございません。この点は、資本取引だけではなく、その他の点についても、日米通商航海条約は非常に不利になってお

ります。対等ではないのであります。したがって、ただいまの点、特に資本の導入の点ですね、これまでは国際収支を理由として制限することができたのですけれども、十四条国でございましてから、今度は八条国に移れば、国内産業保護を理由としても制限することができないのであります。この点について、もう期限がきて過ぎておるのであります。過ぎておるのであります。なぜこういう改正をやらぬのか。アメリカに対しても、前向きな形で、日本の利益のために要求すべきことは要求すると言っておたじやありませんか。日米貿易経済委員会におきまして、なぜこういう問題を取り上げて主張しないんでございませうか。(拍手)前向きでやりますよと、抽象論ばかりじゃありませんか。何ら具体的な、実際に日本の利益になったような成果の報告が一つもないのであります。この資本取引の面だけではありません。全面的にもう期限がきておるのでありますから、日米通商航海条約を日本の利益のために改定する意思があるかどうか、最後にこの点をお伺いいたしまして終わります。(拍手)

【閣議大臣池田勇人君登壇、拍手】
○閣議大臣(池田勇人君) 開放経済体制への移行という意味でございまして、これは諸外国との経済交流を緊密化して輸出市場を拡大し、そうして国際分業の利益を得ようとしておるの

が、開放経済への移行の意味でござい
ます。それで私は、戦後の日本の経済
の立て直しには、やはり統制でなくて、
自由な姿でいくことが一番効果があ
るといふので、昭和二十四年から、い
わゆる統制経済を自由経済、切符制度
をなくして自由な姿の国内的経済を現
出したのであります。これによりまし
て、われわれの生活や生産は非常にの
ぼってきた。自由主義経済というもの
をとってきたのであります。しかし、
国内的には自由主義経済をとりました
が、国際的にはまだそれがとり得な
かった。私が通産大臣になりました昭
和三十四年のときには、国際貿易で自
由化されたものは三二%であったので
あります。したがって、これから
日本が海外に発展し、国内の生産を伸
ばす、われわれの生活水準を上げると
いう場合におきましては、国内はもち
ろん、国際的な自由な姿に持つていか
なければ、とうていわれわれの生活水
準の向上はできないというので、昭和
三十五年に貿易・為替の自由化大綱を
きめまして、そして貿易・為替のう
ち、特に貿易につきまして自由化をど
んと進めていって、三二%が先般
九二%の自由化までいったのでござい
ます。これは貿易自由化、貿易自由化
とうらはらになる為替の自由化という
ことも、日本の今後の発展にはぜひ必
要であるんだ、鎖国主義の経済はいか
ぬ、統制主義経済はだめだという基本

方針によって、われわれ自由民主党は
いままでも努力してまいったのでござ
います。それで九二%まで貿易の自由化
が実現した。その間におけるいわゆる
タイミングが非常によく、国民の協
力を得まして、いろいろ御心配なすつ
たような、中小企業がどうなるかとい
う問題につきましては、この貿易・為
替の自由化で、たいした問題は起こさ
ずに今日まできておるのであります。
これは、これからの問題ということ
なしに、いままでもやってきた問題をこ
こで解決しようとするのでございま
す。したがって、条約を結ぶとか
なにかい問題でなしに、これは行
政措置でできると、事柄自体は金解
に次ぐものだとおっしゃいますが、こ
れはすでに三、四年前から準備し
て着々やってきたのであります。だか
ら私は、これが日本の国内に大した影
響があるとは考えません。今後発展す
るための必要な措置でございまして、
いままでものうな不自由なやり方、統
制的なやり方はやめて、ほんとうに一
人前として外国に雄飛できるような素
地をつくってきたし、また、その仕上
げが今度の貿易・為替自由化の法案の
改正でございまして、

ま検討しておるのですが、ただいまの
ところ、別に支障はないと私は考えて
おります。(拍手)
〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 貿易の自由
化が労働者に与える影響をいたしまし
ては、貿易自由化は、長期的に見まし
ると、企業の体質改善や産業の近代化
を促進し、これによって、コスト低下
に伴う価格の引き下げや、貿易の拡大
をもたらし、経済の拡大、労働生産性
の向上とともに、雇用の拡大や、賃金
その他の労働条件の一そうの改善を可
能にするものと考えるのであります。
昭和三十五年以来現在までの自由化
は、海外依存度の高い原材料部門、あ
るいは鉄鋼のごとき国際競争力の強い
物資を中心にして進められてまいりま
したので、自由化を直接の原因とする
国内産業及び労働面への悪影響は、特
殊なものを除きまして、あまり生じて
おりません。しかしながら、わが国産
業の現状におきましては、国際競争力
の不十分なものもありますので、今
後、逐次一そうの自由化を進める過程
におきましては、過渡的に一部衰退産
業における失業の発生や、過当競争の
激化に伴う労働面への影響も考えなけ
ればならぬのであります。政府とい
たしましては、従来どおり、自由化が
雇用面等に与える摩擦を最小限にとど
めるように努力し、かつ、国際競争力
強化のために積極的な施策を講ずると

ともに、他方、これらの影響が労働者
に及ぶことを防ぎますため、労働基準
法に基づく監督指導、最低賃金制度の
活用等によりまして、適正な労働条件
の維持、向上につとめてまいりたいと
思います。また、自由化に伴う失業者
の発生をみまます場合におきまして
は、広域職業紹介、転職訓練、就職促
進指導等、一連の労働力流動化対策の
推進によりまして、円滑に対処いたす
つもりでございまして。(拍手)
〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○国務大臣(赤城宗徳君) お話のよう
に、日本の農林水産は非常に脆弱な基
盤に立っております。でありますので
で、まっぱだか、何らの措置もとら
ずに、国際競争の中に投げ込まれると
いうことになりましたらば、相当の
影響があります。しかし、現在まで、
ガット加盟国といたしまして貿易の自
由化を進めてまいったのでございま
す。それにつきましては、関税定率の
調整とか、あるいは国内的な保護とい
いますか、財政的な措置、あるいはま
た農業政策として生産性を向上する
というようなことで、逐次自由化をいた
してきたのでございまして、そういう
悪影響を与えないような措置とあわせ
てやってまいったのでございまして。今
後とも、米麦あるいは酪農品、あるいは
でん粉等、輸入制限をしておる品目七
十六ばかり農林水産物にございすけ
れども、いま申し上げましたような米

麦等につきましては、これは自由化と
いうことが非常に困難である。その他
のものにつきましては、いま申し上げ
ましたような措置をとって悪影響を与
えないように進めていきたい、こう考
えております。(拍手)
〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいた
します。
開放経済体制に向かい自由化をして
いくと、中小企業に非常な悪影響が起
くるおそれがある、これに対して具体
的な対策はどうか、こういう御質問と
存するのであります。私たちが中小
企業といふ、大企業といひましても、
これは日本の産業の一部でございま
して、ただ、その間における均衡ある
発展ができておればいいのであります
が、その均衡ある発展ができていな
いというところに今日の問題点がある
のであります。したがって、私たちは
そういう意味で国内体制整備等々は、
どんどんこれからもやっていきまし
て、中小企業がしっかりと育っていく
ような措置はいたさなければならぬと
思いますが、具体的に自由化を一つ一
つやっていきます場合においては、そ
れが中小企業にどんな影響があるかと
いうことをかなりこまかく調べた上で
やっておりますので、直接の影響はそ
れほどいままでは大きくは出ておりま
せん。しかし、今後これが出るであろ
うということは、もちろん考えのうち

に入れて施策を進めていかなければならぬのであります。

また、自由化をしておらない品目がまだ百八十九ございいますが、こういうものを順次自由化していきます場合においては、一つ一つの産業について、それぞれに検討をした上でやっていくわけございまして、こういう意味合いからしまして、私たちはその産業に悪影響がない、あまりひどい影響がないというところで踏み切っていくというやり方をいたしてまいりたいと思ふのでございまして。

なお、もうOECDに入るとかIMF八条国移行というようなことをやれば、すぐに何か突然変異みたいな問題が起きてくるように世間の人は——木村さんはそういうことはよくわかっておいで、これは失礼な申し分に相なると思ふのでありますが、そういうものではないのであります、もうすでにそういうことは順次準備を進めながらやっておりますのであります、IMF八条国に移行しまして、OECDに入りましようとも、もうそれに対する対策は順次やりながらやっております。すなわち、突然変異的なことは起こるのではないのであります、が、しかし、いま木村委員から御注意をいただきました点については、われわれも十分注意をいたしながら施策を進めてまいりたいと思つておるところでございます。(拍手)

進めてまいりたいと思つておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) IMF八条国移行及びOECDの加盟について法制上の整備の方法として外為法及び外資法の改正だけで足るのか、原則自由の対外経済法の制定を必要としないかという御質問であつたと思ひます。

ただいま福田通産大臣がお答えいたしましたとおり、もうすでに九二%の自由化を完成いたしておりますので、IMF八条国移行及びOECDの加盟の実質的要件はほとんど具備しておるわけでございます。でありますから、現在の制度の上では、外貨予算制度の廃止等、それに伴う関連条項の整備をすれば足るといふふうに考へておるわけでございます。しかし、法律を全面的に基本から変えて、原則自由に立つ対外経済法の制定ということでございますが、このOECDの加盟、IMF八条国移行によつて日本の経済にどのような対応策が必要であるかというやうな問題は、これから十分、しさいに検討していかなければならない問題でありますし、特に、海外諸国の情勢とも対応しなければならぬ問題があります。同時に、原則自由によつていく法制を切りかえるというやうな事態は少し早すぎるというやうな考へで、現在御提案を申し上げておる二法の改正で足ると考へておるわけでありま

す。しかし、原則自由の対外経済法のごときものの必要があるかどうかに対しては、慎重に、かつ、広範な立場で検討すべきだと存じます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十九年一月二十九日
内閣総理大臣 池田 勇人

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

(消防組織法の一部改正)
第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等共済基金法」に改める。

第十五条の七の次に次の一条を加える。
第十五条の八 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。
(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
消防団員等公務災害補償等共済基金法

第一条中「支払責任」の下に「並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給(以下「消防団員退職報償金の支給」という。)に関する市町村の責任」を加え、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改め、

「消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結」を加へ、
第九条の二 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。
第十条本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村」に「又は応急措置の業務に従事した者」を「若しくは応急措置

済基金」に改め、「もつて消防団員等公務災害補償の下に」及び消防団員退職報償金の支給を加える。
第四条第一項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 市町村との消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項
第六条中「監事三人」を「監事四人」に改める。

第七条第六項中「常務理事」を「常勤の役員」に改める。
第八条第五項中「及び消防団員を代表する者」を「消防団員を代表する者及び学識経験者」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。
(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)
第九条の二 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

第十条本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村」に「又は応急措置の業務に従事した者」を「若しくは応急措置

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

昭和三十一年二月十四日 参議院會議録第七号 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

置の業務に従事した者」に、「又は葬祭補償」を「若しくは葬祭補償」に改め、「経費」の下に「又は当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費」を加える。

第十三条第一項中「行方消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を、「当該消防団員等公務災害補償」の下に「若しくは当該消防団員退職報償金の支給」を、「基金が消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の消防組織法第十五条の八並びに改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」という)第一条及び第十條の規定は、昭和三十一年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

3 市町村は、この法律の施行後三月以内に、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という)との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、新法第十一條の規定による掛金を支払わなければならない。

(印紙税法の一部改正)
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五ノ二中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改める。

5 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改める。

6 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改める。

(地方税法の一部改正)
7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改める。

(自治省設置法の一部改正)
8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償責任共済基金」に改める。

「竹中恒夫君登壇、拍手」
○竹中恒夫君 たいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案のおもな内容について申し上げます。

改正の第一は、消防組織法を改正し、非常勤消防団員が退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない旨規定したことであります。

第二は、共済制度により退職報償金の支給を的確に実施するため、消防団員等公務災害補償責任共済基金法を改正し、退職報償金の支給に関する市町村の責任についても、基金をして従来の業務に付加してこれを行なわせるものであります。

委員会におきましては、二月四日、早川自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、質疑を行ない、義勇消防のあり方、退職金支給機構、支給額等について活発な論議が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

かくして、二月十三日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西田理事から、本法律案に賛成し、なお、消防団員等退職報償金制度については、支給事務機構及び支給額等改善の余地があると思われるので、将来十分検討して善処するよう要望する。

旨の各会派共同の附帯決議案が提出されました。

次いで採決を行ないました結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また附帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定した次第であります。なお、右附帯決議について、早川自治大臣よりその趣旨に沿うよう善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

出席者は左のとおり。
議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 植木 光教君
林 堀君 山高しげり君
鬼木 勝利君 野知 浩之君
二木 謙吾君 鈴木 一弘君
中尾 辰義君 島島徳次郎君
青田源太郎君 赤間 文三君
加賀山之雄君 浅井 亨君
北條 鶴八君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 奥 むめお君
高瀬莊太郎君 和泉 寛君
柏原 ヤス君 上原 正吉君
最上 英子君 市川 房枝君
二宮 文造君 小平 芳平君
岩沢 忠恭君 阿崎 真一君

河野 謙三君	三木與吉郎君	石井 桂君	吉江 勝保君
佐藤 尚武君	白木義一郎君	堀見 俊二君	井上 清一君
辻 武寿君	原島 宏治君	岡村文四郎君	細木 亨弘君
野田 俊作君	木暮武太夫君	梶原 茂嘉君	田中 啓一君
太田 正孝君	笹森 順造君	高野 一夫君	吉武 恵市君
中上川アキ君	鈴木 一司君	高橋 衛君	草葉 隆圓君
沢田 一精君	源田 実君	小柳 牧衛君	中山 福藏君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君	林屋龜次郎君	郡 祐一君
久保 勘一君	川野 三曉君	安井 謙君	高橋進太郎君
丸茂 重貞君	植垣弥一郎君	石原幹市郎君	鹿島守之助君
岸田 幸雄君	谷村 貞治君	津島 壽一君	追水 久常君
徳永 正利君	仲原 善一君	小宮市太郎君	矢山 有作君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	野々山一三君	柳岡 秋夫君
竹中 恒夫君	八木 一郎君	瀬谷 英行君	稻葉 誠一君
村上 春蔵君	大谷 賛雄君	吉田忠三郎君	櫻井 志郎君
館 哲二君	青柳 秀夫君	杉山善太郎君	林 虎雄君
平島 敏夫君	鍋島 直紹君	大森 創造君	佐野 廣君
堀 末治君	藤野 繁雄君	後藤 義隆君	林田 正治君
新谷寅三郎君	紅露 みつ君	千葉千代世君	山本伊三郎君
杉原 荒太君	田中 茂穂君	武内 五郎君	柴谷 要君
小林 英三君	寺尾 豊君	北村 暢君	横山 フク君
植竹 春彦君	黒川 武雄君	白井 勇君	森 元治郎君
西川甚五郎君	井野 碩哉君	光村 莚助君	鈴木 壽君
天竺 良吉君	井川 伊平君	伊藤 顯道君	小林 武治君
鹿島 俊雄君	川上 為治君	宮澤 喜一君	近藤 信一君
松野 孝一君	日高 広為君	戸叶 武君	松澤 兼人君
温水 三郎君	山崎 齊君	藤田藤太郎君	中村 順造君
亀井 光君	野上 進君	斎藤 昇君	下村 定君
山本 杉君	金丸 富夫君	小山邦太郎君	小沢久太郎君
米田 正文君	村山 道雄君	加藤シツエ君	秋山 長造君
谷口 慶吉君	北畠 教真君	大倉 精一君	阿部 竹松君
西田 信一君	柴田 栄君	岩間 正男君	須藤 五郎君
江藤 智君	稻浦 鹿蔵君	野坂 参三君	鈴木 市藏君

渡辺 勘吉君	小林 武君	松本 賢一君	佐野 芳雄君
高山 恒雄君	安田 敏雄君	基 政七君	横川 正市君
鈴木 強君	相澤 重明君	田上 松衛君	向井 長年君
藤田 進君	亀田 得治君	阿具根 登君	加瀬 完君
天田 勝正君	永岡 光治君	中田 吉雄君	小酒井義男君
藤原 道子君	村尾 重雄君	椿 繁夫君	大和 与一君
木村福八郎君	岡田 宗司君	松本治一郎君	千葉 信君
羽生 三七君			

政府委員

内閣官房長官	黒金 泰美君
内閣法制局長官	林 修三君
総理府総務長官	野田 武夫君
法務政務次官	天竺 良吉君
外務省経済局長	中山 賀博君

昭和三十九年二月十四日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(公定し良質紙は二十四
(郵送料とも)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 五二
官

五二
五二
五二
課